

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
営業収益 (百万円)	2,833,799	2,785,343	2,846,097	2,920,039	3,060,814
経常利益 (百万円)	78,756	113,210	274,547	286,343	294,001
当期純利益 (百万円)	12,979	57,358	117,025	200,591	190,569
純資産額 (百万円)	857,080	894,710	1,009,390	1,162,191	1,295,530
総資産額 (百万円)	3,203,441	2,782,038	2,639,580	2,472,322	2,500,864
1株当たり純資産額 (円)	202,105.52	212,222.30	239,514.78	278,170.26	296,382.91
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,060.55	13,561.03	27,747.54	47,612.01	45,055.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	27,707.64	47,571.39	45,025.12
自己資本比率 (%)	26.8	32.2	38.2	47.0	51.8
自己資本利益率 (%)	1.5	6.5	12.3	18.5	15.5
株価収益率 (倍)	112.72	25.81	21.16	11.15	13.96
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	460,532	526,887	622,697	538,675	575,531
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△169,932	△221,552	△218,465	△136,507	△435,923
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△357,912	△251,363	△328,911	△376,058	△256,935
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	68,595	121,854	196,518	222,531	151,003
従業員数 (名) (外、平均臨時従業員数)	13,575	13,341	13,128	12,373 (5,292)	14,021 (8,745)

(注) 1 上記の数値には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第18期は新株引受権付社債及び転換社債の発行がなく、第19期は調整計算の結果、1株当たり当期純利益金額が希薄化しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
営業収益 (百万円)	1,872,109	2,202,762	2,340,221	2,547,078	2,881,344
経常利益 (百万円)	51,723	95,430	231,326	257,121	272,650
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△18,315	50,396	90,617	137,363	162,756
資本金 (百万円)	141,851	141,851	141,851	141,851	141,851
発行済株式総数 (株)	4,240,880.38	4,240,880.38	4,240,880.38	4,240,880.38	4,427,256.86
純資産額 (百万円)	949,605	981,732	1,071,464	1,161,250	1,272,524
総資産額 (百万円)	2,633,295	2,360,192	2,340,793	2,296,669	2,451,456
1株当たり純資産額 (円)	223,923.51	232,866.16	254,246.44	277,948.96	291,130.88
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	1,790.00 (895.00)	2,095.00 (895.00)	3,600.00 (1,200.00)	6,900.00 (3,400.00)	8,000.00 (3,500.00)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	△4,318.78	11,913.95	21,483.07	32,601.49	38,487.60
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	21,452.19	32,573.68	38,461.29
自己資本比率 (%)	36.1	41.6	45.8	50.6	51.9
自己資本利益率 (%)	—	5.2	8.8	12.3	13.4
株価収益率 (倍)	—	29.38	27.32	16.29	16.34
配当性向 (%)	—	17.5	16.8	21.2	20.8
従業員数 (外、平均臨時従業員数) (名)	8,798	8,957	8,985	8,384	10,201 (1,294)

(注) 1 上記の数値には消費税等は含まれておりません。

2 第21期の1株当たり中間配当額3,400円には、創業20周年記念配当1,000円を含んでおります。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第18期は新株引受権付社債及び転換社債の発行がなく、第19期は調整計算の結果、1株当たり当期純利益金額が希薄化しないため記載しておりません。

2【沿革】

わが国の電気通信事業は、一部事業者による一元的なサービスの提供が行われてまいりましたが、わが国の電気通信をさらに発展させていくためには、競争原理と民間活力の導入が必要との認識から、昭和60年4月1日、従来の公衆電気通信法に代わって、新たに電気通信事業法が施行されました。当社は、このような背景に先立ち、安価で優れた電気通信サービスを提供する民間会社の出現が、国民の利益の向上及びより活発な企業活動の促進につながるものと考え、昭和59年6月1日、当社の前身である「第二電電企画株式会社」を設立いたしました。

その後の経緯は以下の通りであります。

- 昭和60年4月 商号を第二電電株式会社に改め、事業目的を変更。
6月 第一種電気通信事業の許可を郵政省（現総務省）から受ける。
- 昭和61年10月 専用サービス営業開始。
- 昭和62年6月 本店所在地を東京都千代田区に移転。
関西セルラー電話株式会社（子会社）設立。
9月 市外電話サービス営業開始。
10月 九州セルラー電話株式会社（子会社）設立。
11月 中国セルラー電話株式会社（子会社）設立。
- 昭和63年4月 東北セルラー電話株式会社（子会社）設立。
5月 北陸セルラー電話株式会社（子会社）設立。
7月 北海道セルラー電話株式会社（子会社）設立。
- 平成元年4月 四国セルラー電話株式会社（子会社）設立。
- 平成3年6月 沖縄セルラー電話株式会社（子会社）設立。
7月 株式会社ツーカーセルラー東京（関連会社）設立。
- 平成4年2月 株式会社ツーカーセルラー東海（関連会社）設立。
- 平成5年4月 日本イリジウム株式会社（子会社）設立。
9月 東京証券取引所市場第二部に上場。
- 平成6年7月 株式会社ディーディーアイポケット企画（子会社）設立。
11月 株式会社ディーディーアイポケット企画をディーディーアイ東京ポケット電話株式会社に商号変更する。
ディーディーアイ北海道ポケット電話株式会社（子会社）、ディーディーアイ東北ポケット電話株式会社（子会社）、ディーディーアイ東海ポケット電話株式会社（子会社）、ディーディーアイ北陸ポケット電話株式会社（子会社）、ディーディーアイ関西ポケット電話株式会社（子会社）、ディーディーアイ中国ポケット電話株式会社（子会社）、ディーディーアイ四国ポケット電話株式会社（子会社）及びディーディーアイ九州ポケット電話株式会社（子会社）設立。
- 平成7年9月 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定替え。
- 平成8年1月 株式会社京セラディーディーアイ未来通信研究所（関連会社）設立。
- 平成9年2月 DDI DO BRASIL LTDA.（子会社）設立。
4月 沖縄セルラー電話株式会社が日本証券業協会の店頭登録銘柄として株式を公開。
- 平成10年4月 GLOBAL TELECOM LTDA.（関連会社）設立。
9月 HOLA PARAGUAY S.A.（子会社）設立。
- 平成11年3月 DDI COMMUNICATIONS AMERICA CORPORATION（子会社）設立。
4月 ディーディーアイネットワークシステムズ株式会社（子会社）設立。
9月 関連会社である株式会社ツーカーセルラー東京及び株式会社ツーカーセルラー東海の株式を、また、新規に株式会社ツーカーホン関西の株式をそれぞれ過半数取得する。
- 平成12年1月 ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社、他ポケット電話会社全9社は、ディーディーアイ東京ポケット電話株式会社を存続会社として合併し、ディーディーアイポケット株式会社に商号変更する。
3月 日本イリジウム株式会社が事業廃止する。
10月 KDD株式会社及び日本移動通信株式会社と合併し、株式会社ディーディーアイに商号変更する。
11月 関西セルラー電話株式会社、九州セルラー電話株式会社、中国セルラー電話株式会社、東北セルラー電話株式会社、北陸セルラー電話株式会社、北海道セルラー電話株式会社及び四国セルラー電話株式会社は、関西セルラー電話株式会社を存続会社として合併し、株式会社エーユーに商号変更する。
12月 KDD AMERICA, INC. と DDI COMMUNICATIONS AMERICA CORPORATION は KDD AMERICA, INC. を存続会社として合併し、KDDI AMERICA, INC. に商号変更する。

- 平成13年 1月 株式会社ケイディディコミュニケーションズとディーディーアイネットワークシステムズ株式会社は、株式会社ケイディディコミュニケーションズを存続会社として合併し、株式会社KCOMに商号変更する。
- 2月 GLOBAL TELECOM S. A. (旧 GLOBAL TELECOM LTDA.) の売却に伴い、DAINI DO BRASIL S. A. (旧 DDI DO BRASIL LTDA.) の株式譲渡を行う。
- 3月 株式会社エーユーを株式交換により当社の完全子会社とする。
- 4月 商号をKDDI株式会社に改め、本店所在地を現在地に移転する。
株式会社ケイディディ研究所と株式会社京セラディーディーアイ未来通信研究所は、株式会社ケイディディ研究所を存続会社として合併し、株式会社KDDI研究所に商号変更する。
- 6月 KDDI AMERICA, INC. とTELECOMET, INC. は、KDDI AMERICA, INC. を存続会社として合併する。
- 7月 株式会社KCOMと株式会社ケイディディアイクリエイティブは、株式会社KCOMを存続会社として合併する。
- 10月 株式会社エーユーと合併する。
ケイディディ・ネットワークシステムズ株式会社と国際テレコム株式会社は、ケイディディ・ネットワークシステムズ株式会社を存続会社として合併し、商号を株式会社Kソリューションに変更する。
- 平成14年 2月 ケイディディアイ・ウィンスタール株式会社と合併する。
- 平成15年 3月 ケイディーディーアイ開発株式会社の株式を売却する。
- 平成16年10月 ディーディーアイポケット株式会社のPHS事業を譲渡する。
KDDIテレマーケティング株式会社とKDDI総合サービス株式会社は、KDDIテレマーケティング株式会社を存続会社として合併する。
- 11月 株式会社Kソリューション、株式会社KCOM、株式会社オーエスアイ・プラス、株式会社ケイディーディーアイエムサットは株式会社Kソリューションを存続会社として合併し、株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズに商号変更する。
- 12月 KDDIテレマーケティング株式会社は、株式会社KDDIエボルバに商号変更する。
- 平成17年 1月 株式会社ツーカーホン関西を株式買取りにより当社の完全子会社とする。
- 3月 株式会社ツーカーセルラー東海を株式買取りにより当社の完全子会社とする。
株式会社ツーカーセルラー東京を株式交換により当社の完全子会社とする。
- 4月 株式会社KDDIテクニカルエンジニアリングサービスを設立する。
- 10月 株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーセルラー東海、株式会社ツーカーホン関西と合併する。
- 平成18年 1月 株式会社パワードコムと合併する。

3【事業の内容】

(1) 当社の企業集団は、当社及び連結子会社46社（国内18社、海外28社）、非連結子会社1社（海外のみ）並びに関連会社28社（国内24社、海外4社）により構成されており、国内・国際通信サービス、インターネットサービス等を提供する「固定通信事業」、a u携帯電話サービス、ツーカー携帯電話サービス等を提供する「移動通信事業」を主な事業内容としております。関連会社のうち持分法適用会社は26社（国内23社、海外3社）であります。

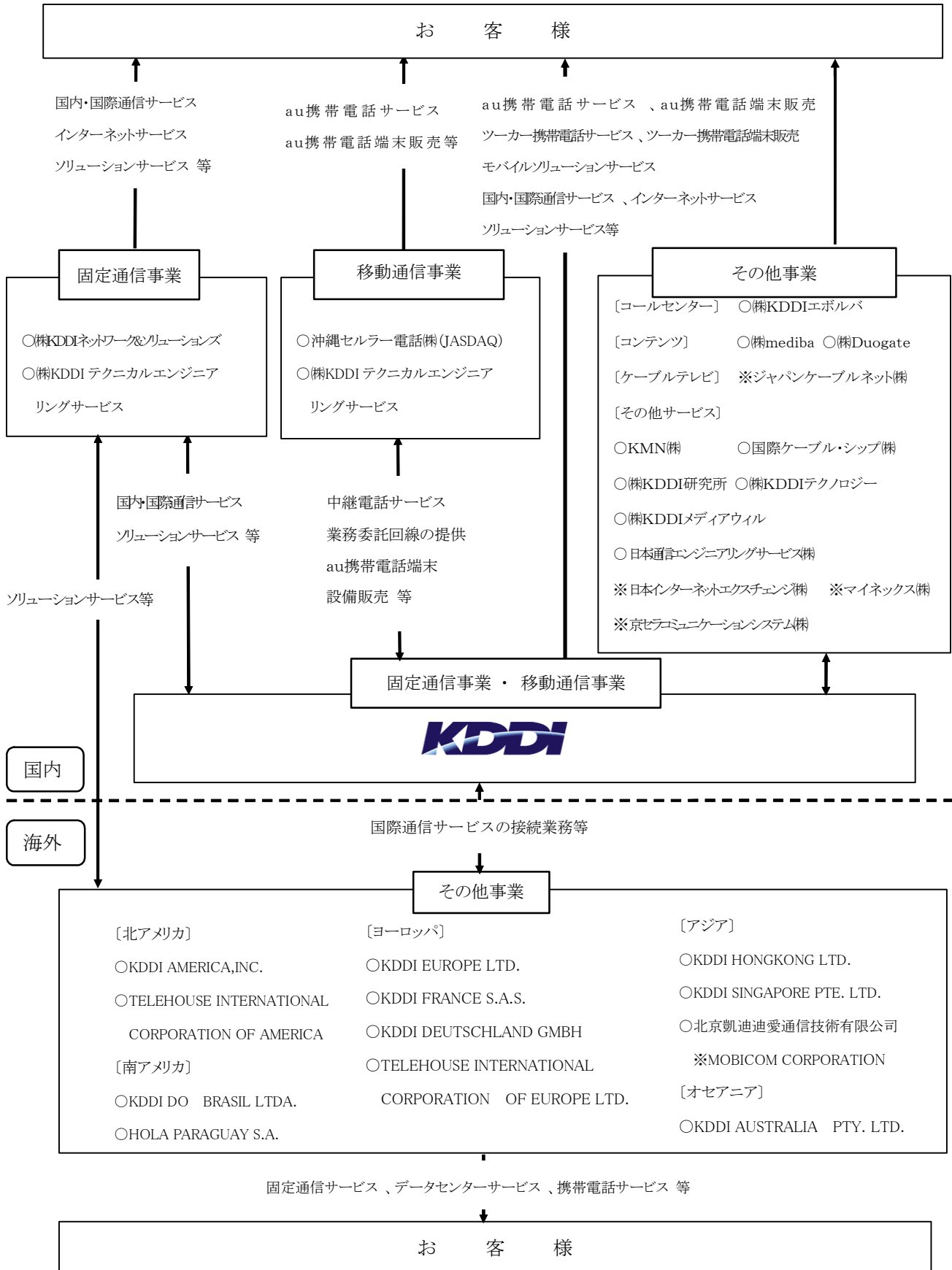
当グループの事業における位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度から事業の種類別セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。

事業区分	主要なサービス	主要な連結子会社及び関連会社	
固定通信	国内・国際通信サービス インターネットサービス ソリューションサービス等	国内	当社 ○株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ ○株式会社KDDIテクニカルエンジニアリングサービス 他
移動通信	a u携帯電話サービス a u携帯電話端末販売等 ツーカー携帯電話サービス ツーカー携帯電話端末販売	国内	当社 ○沖縄セルラー電話株式会社 (JASDAQ) ○株式会社KDDIテクニカルエンジニアリングサービス
その他	コールセンター	国内	○株式会社KDDIエボルパ 他
	コンテンツ	国内	○株式会社mediba ○株式会社Duogate 他
	ケーブルテレビ	国内	※ジャパンケーブルネット株式会社 他
	その他固定通信サービス その他データセンターサービス その他携帯電話サービス その他サービス	国内	○KMN株式会社 ○株式会社KDDI研究所 ○国際ケーブル・シップ株式会社 ○日本通信エンジニアリングサービス株式会社 ○株式会社KDDIテクノロジー ○株式会社KDDIメディアウィル ※日本インターネットエクステンジ株式会社 ※マイネックス株式会社 ※京セラコミュニケーションシステム株式会社 他
		海外	○KDDI AMERICA, INC. ○KDDI EUROPE LTD. ○KDDI FRANCE S. A. S. ○KDDI DEUTSCHLAND GMBH ○KDDI HONGKONG LTD. ○KDDI SINGAPORE PTE. LTD. ○KDDI AUSTRALIA PTY. LTD. ○KDDI DO BRASIL LTDA. ○TELEHOUSE INTERNATIONAL CORPORATION OF AMERICA ○TELEHOUSE INTERNATIONAL CORPORATION OF EUROPE LTD. ○北京凱迪迪愛通信技術有限公司 ○HOLA PARAGUAY S. A. ※MOBICOM CORPORATION 他

(注) ○は連結子会社、※は持分法適用関連会社であります。

以上の企業集団の状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) ○は連結子会社、※は持分法適用関連会社であります。

(2) その他

- ①当社及び子会社等のうち、国内において電気通信サービスを提供する会社においては、電気通信事業を行なうにあたり電気通信事業法に基づく登録等を受ける必要があります。また、無線局に係る電気通信設備の設置にあたっては、電波法の免許等を受ける必要があります。その概要は下記のとおりであります。なお、海外において電気通信サービスを提供する子会社等については各国法令に基づき事業を行なっております。

(イ) 電気通信事業法

a 電気通信事業の登録（第9条）

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りではない。

b 変更登録等（第13条）

電気通信事業の登録を受けた者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

c 登録の取消し（第14条）

総務大臣は、電気通信事業の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

(a) 電気通信事業の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

(b) 不正の手段により電気通信事業の登録又は変更登録を受けたとき。

(c) 特定の登録拒否事由のいずれかに該当するに至ったとき。

d 電気通信事業の届出（第16条）

電気通信事業を営もうとする者（電気通信事業の登録を受けるべき者を除く。）は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

同届出をした者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

e 承継（第17条）

電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人は、電気通信事業者の地位を承継する。

同項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

f 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

g 基礎的電気通信役務の契約約款（第19条）

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

h 提供条件の説明（第26条）

電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行うものは、電気通信役務の提供を受けようとする者と国民の日常生活にかかるものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

i 苦情等の処理（第27条）

電気通信事業者は、総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信事業者の業務の方法又は電気通信事業者が提供する電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

j 禁止行為等（第30条）

総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を次に掲げる規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

(a) 指定された事業者は次に上げる行為をしてはならない。

- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知りえた当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律し、又は干渉すること。

(b) 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(c) 指定された事業者は総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従いその会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他のその会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

k 電気通信回線設備との接続（第32条）

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

(a) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

(b) 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

(c) 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

l 第二種指定電気通信設備との接続（第34条）

総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が四分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算。）を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、その実施の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

m 外国政府等との協定等の認可（第40条）

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

n 事業の認定（第107条）

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定（土地の使用）の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

o 欠格事由（第118条）

次の各号のいずれかに該当する者は、事業の認定を受けることができない。

- (a) この法律又は有線電気通信法 若しくは電波法 の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- (b) 事業の登録を取り消されたことにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から二年を経過しない者又は特定の認定の拒否事由のいずれかに該当するに至ったことにより認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- (c) 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

p 変更の認定等（第122条）

認定電気通信事業者は、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

q 承継（第123条）

認定電気通信事業者たる法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡しをしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

r 事業の休止及び廃止（第124条）

認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

s 認定の取消し（第126条）

総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (a) 特定の認定の欠格事由に該当するに至ったとき。
- (b) 事業の開始の義務の規定により指定した期間内に認定電気通信事業を開始しないとき。
- (c) 前二号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

(ロ) 電波法

a 無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b 欠格事由（第5条第三項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- (a) この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (b) 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- (c) 電波法第27条の15第一項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

c 変更等の許可（第17条）

免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

d 免許の承継（第20条）

- (a) 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- (b) 免許人たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。
- (c) 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

- e 無線局の廃止（第22条）
免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- f 登録の取消し（第24条の10）
総務大臣は、登録点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - (a) 第24条の2第五項各号（第二号を除く）のいずれかに該当するに至ったとき
 - (b) 第24条の5第一項又は第24条の6第二項の規定に違反したとき
 - (c) 第24条の7の規定による命令に違反したとき
 - (d) 第10条第一項、第18条第一項又は第73条第1項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽って通知したことが判明したとき
 - (e) その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る点検の業務を行ったとき
 - (f) 不正な手段により第24条の2第一項の登録を受けたとき
- g 無線局の免許の取消等（第76条）
 - (a) 総務大臣は、免許人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
 - (b) 総務大臣は、免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - i 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき
 - ii 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき
 - iii 前項の規定による命令又は制限に従わないとき
 - iv 免許人が第5条第三項第一号に該当するに至ったとき
 - (c) 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
 - i 第27条の5第一項第四号の期限までに特定無線局の運用を全く開始しないとき
 - ii 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき
 - iii 不正な手段により包括免許若しくは第27条の8の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき
 - iv 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき
 - v 包括免許人が第5条第三項第一号に該当するに至ったとき
 - (d) 総務大臣は、第二項（第四号を除く）及び前項（第五号を除く）の規定により免許の取消をしたときは、当該免許人であった者が受けている他の無線局の免許又は第27条の13第一項の開設計画の認定を取り消すことができる。

②日本電信電話株式会社（以下、「NTT」という。）と、当社をはじめとする他の電気通信事業者との接続条件等の改善については、両者の間の公正競争条件を整備し利用者の利便性向上に資する観点から、電気通信事業法の一部が改正され（平成9年法律97号、平成9年11月17日施行）、NTTは指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者として接続料金及び接続条件を定めた接続約款の認可を受けること、及び他の電気通信事業者からの接続要求に対応することが義務付けられました。

平成11年7月1日、NTTは持ち株会社とその傘下の東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）及びNTTコミュニケーションズ株式会社に再編成され、旧NTTに課せられたこれらの義務はNTT東日本とNTT西日本に引き継がれ現在に至っています。

また、指定電気通信設備と接続する際の接続料算定方法については、平成12年11月18日に施行された電気通信事業法の改正により「長期増分費用方式」（ネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効果的な設備と技術を利用する前提でコストを算定する方式）が用いられています。

平成17年度以降の接続料算定について、平成15年9月、「長期増分費用モデル研究会」が再開され、研究会で作成した新モデルについては、平成16年4月20日に情報通信審議会に諮問されました。その検討結果を踏まえ、情報通信審議会は、「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」を答申（平成16年10月19日）し、さらに、「接続料規則の一部を改正する省令の制定」を答申（平成17年1月31日）しました。この答申を踏まえて「接続料規則」の改正が行われ（平成17年2月14日施行）、平成17年度から平成19年度までの接続料の算定方法が決定されました。なお、平成18年度の接続料に関するNTT東日本とNTT西日本の接続約款は平成18年3月31日

に認可されています。

アナログ加入電話アクセス等の国民生活に不可欠な電話サービス（ユニバーサルサービス）の提供を確保するため、サービスの提供を確保することが義務づけられる電気通信事業者（適格電気通信事業者）における費用の一部を、関係する電気通信事業者が負担する制度（以下、「基金制度」という。）について事業法及び関係省令の改正等が行われ平成14年6月20日に施行されました。施行以来、平成17年度に至るまで基金制度が発動することはありませんでしたが、当初から3年後を目途に基金制度を見直すことが予定されており、総務省情報通信審議会が、平成16年末から検討を開始し、その結果を平成17年10月25日に「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」で答申しました。答申を受けた関連省令（「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則」等）は平成18年4月1日に施行されています。見直し後の基金制度の概要は以下のとおりで、基金制度は平成18年度から発動することが予定されています。

(a) 対象となるサービス

アナログ電話の基本料、公衆電話、緊急通報

(b) 基金額の算定方式

基本料についてはベンチマーク方式（費用が全国平均を一定割合以上上回る場合の費用を基金で補填する方式）とするなど、サービス毎に算定方式を設定

(c) 搬出方式

各事業者の電気通信番号数で按分

なお、3年後を目途とした見直しに関連省令に規定されており、平成21年度以降の制度については、改めて検討することが予定されています。

③平成14年8月7日、情報通信審議会より「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の最終答申がなされ、この内容を踏まえて総務省では電気通信事業法の改正に向けて作業が進められ、平成15年7月17日に改正法が成立し、平成16年4月1日より施行されています。

改正の主な内容は（1）事業区分（第一種／第二種電気通信事業）の廃止、（2）参入／退出規制の緩和、

（3）料金・約款規制の緩和（利用者保護ルールの整備）、（4）公益事業特権の認定制度導入等となっています。

(1) 事業区分の廃止

電気通信設備設置の有無に着目した第一種／第二種電気通信事業の区分が廃止されました。

(2) 参入／退出規制の緩和（登録・届出制への移行）

改正前は許可制でしたが、省令で定められた基準を超える大規模な回線設備を設置する事業者が電気通信事業に参入する際は、法令違反者の排除・公正競争等のチェックを主な審査内容とした登録の手続きが課され、またその他の事業者については審査なしの届出をすることで参入が可能となりました。また、事業の休廃止に係る手続きが、利用者への事前周知をすることを条件に許可から届出へと緩和されました。

(3) 料金・約款規制の緩和

ユニバーサルサービス（基本料、市内電話、110番等）以外のサービスについては約款の届出制が廃止され、相対での契約が解禁されました。他方で利用者への重要事項説明義務、苦情等の迅速処理義務等が確保されており、利用者保護が担保されています。

(4) 公益事業特権の認定制度

第一種電気通信事業者として受けていた公益事業特権を引き続き必要とする事業者は、事業の認定の手続きを取ることで公益事業特権を受けることができます。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金 援助 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (人)	当社 社員 (人)			
(連結子会社) 沖縄セルラー 電話株式会社	沖縄県 那覇市	1,414	電気通信事業 (au携帯電話 サービス)	51.5	3	—	—	当社は携帯電話設 備、携帯電話端末の 販売及び中継電話サ ービスを提供してい る。	建物・ 通信設 備の賃 貸
株式会社 KDDIテクニカルエ ンジニアリングサ ービス	東京都 新宿区	1,500	通信設備の建 設工事・保守 及び運用支援	100.0	2	3	—	当社は通信設備の建 設工事・保守及び運 用支援を委託してい る。	建物の 賃貸
KMN株式会社	東京都 港区	626	ケーブルイン ターネット事 業及びその他 関連事業	90.0	—	7	—	当社はインターネッ トサービス用の通信 回線を提供してい る。	建物の 賃貸
国際ケーブル・シ ップ株式会社	東京都 新宿区	135	海底ケーブル の建設及び保 守	100.0	—	6	2,205	当社は海底ケーブル システム等の保守を 委託している。	建物の 賃貸
日本通信エンジニ アリングサービス 株式会社	東京都 新宿区	470	通信設備の設 計、施工、運 用及び保守	71.3	—	8	—	当社は高速道路沿い の通信設備の保守業 務を委託している。	建物の 賃貸
株式会社KDDIネッ トワーク&ソリュー ーションズ	東京都 文京区	3,383	電気通信事業 (固定通信サ ービス)及び 通信設備、機 器の設計、製 造、施工、運 用及び保守	100.0	2	4	—	当社はネットワーク 運用・保守業務の委 託及び通信設備、電 力空調設備の工事を 発注している。	建物の 賃貸借
株式会社KDDIテク ノロジー	東京都 新宿区	494	携帯電話端末 に関するソフ トウェアの開 発、設計、製 造及び販売	100.0	—	6	220	当社は、携帯電話端 末に関するソフトウ ェアの開発等を委託 している。	建物の 賃貸
株式会社KDDI メディアウィル	東京都 新宿区	142	デジタル映像 関連システム の研究、開 発、製造及び 販売	69.1	—	5	279	—	建物の 賃貸
株式会社KDDI研究 所	埼玉県 ふじみ野市	2,283	情報通信関連 の技術研究及 び商品開発	91.7	—	9	—	当社は情報通信関連 の技術研究及び開発 等を委託している。	建物の 賃貸
株式会社KDDIエボ ルバ	東京都 新宿区	588	テレマーケテ ィング事業	100.0	2	3	—	当社はテレマーケテ ィング業務、契約・ 請求事務処理業務等 を委託している。	建物の 賃貸

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金 援助 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (人)	当社 社員 (人)			
株式会社mediba	東京都 新宿区	490	携帯電話イン ターネット用 広告の企画制 作	51.0	—	5	—	当社は携帯電話イン ターネット用広告配 信サービスの販売及 び取次業務を委託し ている。	建物及 び設備 の賃貸
株式会社Duogate	東京都 港区	490	ポータルサー ビス事業及び インターネット 広告事業	66.5 (5.0)	—	5	—	当社はDUOBLOGの運用 業務を委託しており ます。	—
株式会社ユビキタ ス・コア	東京都 中央区	490	携帯電話を軸 としたクロス メディア型マ ーケティング	51.0	—	5	—	—	—
KDDI AMERICA, IN C.	New York, NY U. S. A	US\$ 84,400千	アメリカにお ける電気通信 サービス	100.0	—	5	—	アメリカにおける当 社サービスの販売業 務を委託している。	—
KDDI EUROPE LTD.	London, U. K.	STG £ 42,512千	ヨーロッパに おける電気通 信サービス	100.0 (4.2)	—	5	—	ヨーロッパにおける 当社サービスの販売 業務を委託してい る。	—
KDDI FRANCE S. A. S.	Paris, France	Euro 4,279千	フランスにお ける電気通信 サービス	100.0 (99.8)	—	1	—	フランスにおける当 社サービスの販売業 務を委託している。	—
KDDI DEUTSCHLAND GMBH	Duesseldor f, Germany	Euro 639千	ドイツにお ける電気通信サ ービス	100.0 (100.0)	—	1	—	ドイツにおける当社 サービスの販売業務 を委託している。	—
KDDI HONGKONG LTD.	Quarry Bay, Hong Kong	HK\$ 100,840千	香港にお ける電気通信サ ービス	100.0	—	4	—	香港における当社サ ービスの販売業務を 委託している。	—
KDDI SINGAPORE PTE. LTD.	Singapore	S\$ 10,235千	シンガポール における電気 通信サービス	100.0	—	3	—	シンガポールにお ける当社サービスの販 売業務を委託してい る。	—
KDDI AUSTRALIA PTY. LTD.	North Sydne y New South Wales, Australia	A\$ 15,780千	オーストラリ アにおける電 気通信サービ ス	100.0 (100.0)	—	3	—	オーストラリアにお ける当社サービスの 販売業務を委託して いる。	—
KDDI DO BRASIL LTDA.	Sao Paulo, Brazil	R\$ 3,792千	ブラジルにお けるデータ通 信サービス	93.3 (52.6)	—	1	—	ブラジルにおける当 社サービスの販売業 務を委託している。	—
TELEHOUSE INTERNATIONAL CORPORATION OF AMERICA	Staten Island New York, U. S. A.	US\$ 45,000千	アメリカにお けるデータセ ンターサービ スの提供	58.2 (2.3)	—	4	—	—	—

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金 援助 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (人)	当社 社員 (人)			
TELEHOUSE INTERNATIONAL CORPORATION OF EUROPE LTD.	London, U. K.	STG £ 47,167千	ヨーロッパに おけるデータ センターサー ビスの提供	84.5 (84.5)	—	3	4,074	—	—
HOLA PARAGUAY S. A.	Asuncion, Paraguay	GS 288,650,000千	パラグアイに おける携帯電 話サービス	69.6	1	4	—	—	—
北京凱迪迪愛通信 技術有限公司	北京市 中国	元 13,446千	中国における 電気通信機器 等の販売およ び保守・運用	80.0	—	4	—	中国における当社サ ービスの販売業務を 委託している。	—
その他 21社									
(持分法適用関連 会社) 京セラコミュニケ ーションシステム 株式会社	京都市 伏見区	2,985	ITアウトソー シング・ソリ ューション、 IPサービス、 通信エンジニ アリング等	23.7	2	—	—	当社は電気通信設備 の設置工事・保守管 理業務等を委託して いる。	—
マイネックス株式 会社	東京都 中央区	6,351	外国為替取引 の自動仲介サ ービス	44.9	—	5	—	—	—
日本インターネッ トエクスチェンジ 株式会社	東京都 千代田区	451	インターネッ トエクスチェ ンジサービス	35.4 (16.0)	—	3	—	当社はインターネッ トエクスチェンジサ ービスの提供を受け ている。	建物の 賃貸
ジャパンケーブル ネット株式会社	東京都 中央区	34,872	CATV局の運営 サポート（番 組・設備の調 達）	5.0	—	—	—	固定電話サービスで 協業している。	—
MOBICOM CORPORATION	Ulaanbaata r, Mongolia	TG 6,134,199千	モンゴルにお ける携帯電話 サービス	30.0	—	1	—	—	—
その他 21社									

(注) 1 上記関係会社のうち、沖縄セルラー電話株については有価証券報告書を提出しております。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
固定通信	6,420（1,140）
移動通信	5,492（790）
その他	2,109（6,815）
合計	14,021（8,745）

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2 従業員数が前期末に比べ、1,648名増加しているのは、平成18年1月1日付で合併した株式会社パワードコム
の従業員1,731名を引き継いだこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
10,201(1,294)	37.8	13.0	8,403,835

- (注) 1 従業員数は就業人員（子会社などへの出向社員2,176名は含んでおりません。）であり、臨時従業員数は年
間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2 従業員数が前期末に比べ、1,817名増加しているのは、平成17年10月1日付で合併した株式会社ツーカーセ
ルラー東京、株式会社ツーカーセルラー東海、株式会社ツーカーホン関西の従業員951名及び平成18年1月
1日付で合併した株式会社パワードコム
の従業員1,731名を引き継いだこと等によるものであります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、当社の労働組合が組織されており、KDDI労働組合と称し、情報産業労働組合連合会の傘下と
して日本労働組合総連合会に加盟しております。

平成18年3月31日現在の組合員数は、5,915名であります。

労使関係について特記事項はありません。